生成 AI の利用に関する申し合わせ

本学会は，研究公正の推進にあたって「公益社団法人日本数学教育学会は，定款第 3 条に示す本学会の目的を達成するにあたり，数学教育学研究の担うべき社会的責任に基づき，日本学術会議『科学者の行動規範』」（2013 年 1 月 25 日改訂）を遵守して，本学会の事業を推進します.」としています.

この方針のもとに生成 AI（利用者の指示に応じて文章，画像，音声，コード等を生成する人工知能またはこれを用いたサービスをいう.）への対応を，以下の通り定めます.

(1) 著者資格

生成 AI は，論文や発表の内容について説明責任を果たすことができないため，著者としての要件を満たしません．そのため，本学会の活動において，生成 AI は著者資格を持たないものとします.

(2) 研究過程，論文作成における生成 AI の利用開示と説明責任

1) 生成 AI の出力内容には，その特性上，インターネット上にも存在しない虚偽の情報（ハルシネーション）又は不正確な情報が含まれる場合があります． 生成 AI の出力内容の真偽，既存の著作権の有無については，著者自身が確認してください．その責任は著者にあります.

2)研究過程やその研究をまとめた論文または研究発表において，生成 AI を利用した場合には，記載された内容に関する説明責任は著者が負うものとします．また，利用した生成 AI の名称及び利用目的についても必ず明示してください.

(3)論文の審査にあたって

論文の審査にあたっては，投稿された論文を生成 AI に入力することを禁じます．対象者のプライバシーを保護し，機密情報の漏洩を防ぐ観点から，論文に記載された個人情報や未公開の研究データ等を生成 AI に入力することを禁じます.

なお，本申し合わせは，学術コミュニティでの議論，または本学会の方針変更に応じて，適宜改訂される可能性があります．定期的に最新の申し合わせを確認し，適切に対応してください.